

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	美容師の業務停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美容師法第 10 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美容師法第 7 条、第 8 条、第 10 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、美容師が法第 7 条 (美容所以外の場所における営業の禁止) 若しくは法第 8 条 (美容の業を行う場合に講ずべき措置) の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 38 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	美容所の閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美容師法第 15 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美容師法第 12 条の 3、第 13 条、第 15 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、美容所の開設者が、法第 12 条の 3 (管理者の設置) 若しくは法第 13 条 (美容所について講ずべき措置) の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは法第 10 条第 2 項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 38 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	美容所の閉鎖命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美容師法第 15 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美容師法第 8 条、第 15 条第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、美容所において美容の業を行う美容師が法第 8 条（美容の業を行う場合に講ずべき措置）の規定に違反したときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 38 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日